

# 徳島文理大学短期大学部学則

## 第1章 総 則

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき、一般教育と密接な関係を保ちつつ広くそれぞれの専門教育の理論と実際について教育し、中正穏健なる人格を涵養するとともに、我が国文化の高揚と地域の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

第2条 本学は徳島文理大学短期大学部と称する。

## 第2章 修業年限、学科、及び教育研究上の目的

第3条 本学の修業年限は2か年とする。

ただし、最長在学年限は4か年とする。

第4条 本学に次の学科を置く。

生活科学科	生活科学専攻 食物専攻
保育科	
言語コミュニケーション学科	
音楽科	
商 科	

2 各学科、専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 生活科学科は、生活、すなわち衣食住に関する学術を教授研究し、健康で快適な暮らし方に関わる専門的知識・技能を身につけ、時代や地域のニーズに応えられる人材を養成する。
  - ①生活科学専攻は、衣食住における「ものづくり」とおして、創造力、問題発見・解決能力を身につけ、「生きる情熱」と「素の考える力」のある人材を養成する。
  - ②食物専攻は、食生活に関する領域の学術を教授研究し、栄養士、栄養教諭、フードスペシャリスト、フードサイエンティスト(食品科学技術認定証)の資格を取得し、食のスペシャリストを養成する。
- (2) 保育科は、次世代を担う子どもの成長と幸福を支援できる専門的知識・技能を習得し、保育を創造する能力、豊かな感性と総合的実践力を備えた人材を養成する。
- (3) 言語コミュニケーション学科は、プレゼンテーション技術を身につけることを教育の核にし、日本語・英語の表現能力、情報機器の効果的な利用法を習得し、地域社会に貢献できる人材を養成する。
- (4) 音楽科は、音楽学に関する学術を教授研究し、音楽にかかる専門的知識・技能、豊かな教養を備え、実社会に貢献できる人材を養成する。
- (5) 商科は、ビジネスにかかわる学術を教授研究し、情報処理技能をはじめ、商業の領域にかかる専門的知識・技能、企業で生かせる豊かな教養、コミュニケーション力を備え、実社会に貢献できる人材を養成する。

## 第3章 授業科目及び履修方法

第5条 授業科目は一般総合科目、専門教育科目及び教職等に関する科目とする。その授業科目及び単位数は別表1、2、3、4、5のとおりとする。

第5条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディア

を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作については、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

第7条 一年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 本学を卒業するためには次に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

一般総合科目 人文系、社会系、自然系、総合科目、外国語科目、体育・スポーツ科目、文理学、総合ゼミナールより、文理学2単位を含め計8単位以上。

(ただし、人文系、社会系、自然系は、それぞれ2単位以上を含むこと。)

なお、外国語科目の「英語A①(1)」「英語A②(1)」「英語B①(1)」「英語B②(1)」のうち2科目計2単位、体育・スポーツ科目の2単位、総合科目の2単位、総合ゼミナールの2単位は、専門教育科目の単位にかえることができる。

- 3 この学則に定めるもののほか、履修方法については別に定める。

専門教育科目	生活科学科	生活科学専攻	54単位
		食物専攻	54単位
	保育科		54単位
	言語コミュニケーション学科		54単位
	音楽科		54単位
	商科		54単位

第8条 教員免許状を取得しようとする者は、前条に規定する各科目の単位を修得し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

各科の取得教員免許状は次のとおりとする。

生活科学科	生活科学専攻	中学校教諭2種免許状(家庭)
	食物専攻	栄養教諭2種免許状
保育科		幼稚園教諭2種免許状
言語コミュニケーション学科		中学校教諭2種免許状(国語)
		中学校教諭2種免許状(英語)
音楽科		中学校教諭2種免許状(音楽)

第9条 生活科学科食物専攻において栄養士の資格を取得しようとする者は、「栄養士法」及び「同法施行規則」の定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第10条 保育科において保育士の資格を取得しようとする者は、「児童福祉法」及び「同法施行規則」に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第11条 本学において司書の資格を取得しようとする者のために別表5に定める授業科目を置く。

第12条 本学において司書教諭の資格を取得しようとする者のために別表4に定める授業科目を置く。

## 第4章 単位認定、学修の評価、卒業及び称号

第13条 単位の認定は、試験その他の本学が別に定める方法による。

2 学修の成果の評価は本学が別に定める方法による。

第14条 【削除】

第15条 【削除】

## 第 16 条 【削除】

第 17 条 修業年限が 2 年の学科において、所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

第 18 条 前条において卒業証書を授与された者に短期大学士の学位を授与する。学位には次の専攻分野を付記する。

生活科学科生活科学専攻(生活科学)、生活科学科食物専攻(食物)、保育科(保育)、言語コミュニケーション学科(言語文化)、音楽科(音楽)、商科(商科)

第 19 条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学して新たに本学の第 1 年次に入学した学生については、既に修得した単位のうち 30 単位以内を本学での修得単位として認めることがある。

第 20 条 大学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項で修得した単位について、30 単位までを本学で修得したものとみなすことができる。

3 前条並びに前項により、本学での修得単位として認める場合、保育士の資格を取得しようとする者については別に定める。

第 20 条の 2 第 5 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 30 単位を超えないものとする。

第 21 条 学生が科目等履修生として他の大学又は短期大学の授業を受けようとするときは、願い出て学長の許可を受けなければならない。

第 22 条 他の大学又は短期大学の学生は、学長に願い出て本学の授業科目の受講を許可されることがある。この場合の学生の身分は科目等履修生として扱う。

## 第 5 章 入学、在学、休学、海外留学、退学、再入学及び転入学

第 23 条 入学の時期は、毎年各学期の始めとする。

第 24 条 本学に入学を許可する者は次の各号のいずれかに該当し、かつ入学試験に合格した者に限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

第 25 条 試験は高等学校及び中等教育学校卒業程度により行う。

第 26 条 入学志願者は所定の書類に所定の検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

第 27 条 入学を許可された者は保証人を定め、誓約書に所定の入学金を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

正当な理由なくして前項の誓約書及び入学金を期日までに提出しない者に対しては、入学を取り消すことがある。

第 28 条 保証人は父母とする。ただし、父母のいない者はその他をもってかえることができる。

保証人は、その学生の在学中本人に係る一切の事件につき、連帯の責任を負わなければならない。

第 29 条 入学を許可された者は、その住所を入学後 2 週間以内に届け出なければならない。

第 30 条 学生又は保証人が転籍、転居又は改名したときはその旨直ちに届け出なければならない。

保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて誓約書を提出しなければならない。

第 31 条 在学期間は 4 年を超過することはできない。ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

- 第 32 条 疾病その他やむを得ない事由により、2 か月以上授業に出席できない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 第 33 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは学長の許可を得て休学することができる。
- 2 通算して休学できる期間は、2 年を超えることはできない。
- 3 休学の事由が消滅し、復学しようとする者は願い出て許可を受けなければならない。
- 第 34 条 本学の短期大学部に在籍する学生で、海外に留学を希望する者については、別に定める。
- 第 35 条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 第 36 条 本学を中途退学した者、又は除籍された者が、退学又は除籍後 2 年以内に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て選考のうえ学期の始めに限り許可することがある。
- 第 37 条 本学から他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。許可なくして転学を試みた者に対しては退学を命ずることがある。
- 第 38 条 本学の学生で転科(専攻を含む)を希望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に許可することがある。
- 第 39 条 他大学の学生で、本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の議を経て、相当年次に許可することがある。
- 第 40 条 前条により転入学した者の在学年数並びに単位数については、元の大学の在学年数、単位数の全部又は一部を算入することができる。

## 第6章 入学検定料、入学金及び学費等

- 第 41 条 入学検定料、入学金及び授業料、実習・図書費、施設費等の学納金(以下これを学費等という)を納付しなければならない。
- 2 入学検定料、入学金及び学費等は別表 6 のとおりである。
- 第 42 条 本学を退学した者もその学期分の学費等は納付しなければならない。学期の途中で休学した者、又は停学を命じられた者もその学期の学費等を納付しなければならない。
- 2 学期の初めよりその学期中の停学を命じられた者は、その学期の授業料を納付しなければならない。
- 3 学期の初めよりその学期中休学する者は、休学在籍料を納付しなければならない。
- 4 休学在籍料の額は、別表 7 のとおりとする。
- 5 その他休学在籍料に関し必要な事項は、別に定める。
- 第 43 条 学費等を指定の期日までに納付しない者に対しては、本人及びその保証人に催告し、滞納 2 週間に及ぶ者は登校停止、受験停止等の処置を行い、更になお納付を怠るときは除籍する。
- 2 在学期間が 4 年を超える者、又は、休学の通算期間が 2 年を超える者は除籍する。
- 第 44 条 他の大学から本学に転入学した者にも第 41 条、第 45 条の規定を準用する。
- 第 45 条 入学検定料、入学金及び学費等は経済情勢の変動により変更することがある。
- 第 46 条 既納の入学検定料、入学金は返還しない。
- 2 上記以外の既納の学費等の返還については、別に定める。

## 第7章 職員組織

- 第 47 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、実験助手、副手及び事務職員を置く。
- 2 本学には、前項のほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 第 48 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

## 第8章 教授会

- 第 49 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は教授でもって組織する。必要があるときは、他の職員を加えることができる。
  - 3 教授会は学長が招集し、その議長となる。
  - 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
    - (1) 学生の入学及び卒業
    - (2) 学位の授与
    - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
  - 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 6 教授会の運営に関し必要な事項は別に定める。
- 第 50 条 本学に学生指導・支援協議会を置く。
- 2 学生指導・支援協議会は、学生の厚生補導に関する事項を審議する。
  - 3 学生指導・支援協議会の運営に関する事項は、別に定める。

## 第9章 学 生 定 員

第 51 条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	専 攻	入学定員	収容定員	学級数
生 活 科 学 科	生活科学専攻	20 人	40 人	2
	食物専攻	20	40	2
保 育 科	—	40	80	2
言語コミュニケーション学科	—	10	20	2
音 楽 科	—	10	20	2
商 科	—	40	80	2
計		140	280	12

## 第10章 図 書 館

第 52 条 本学に附属図書館を設け、広く内外図書等を収集し、本学職員並びに学生の自由研究に資する。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 科目等履修生、社会人特別聴講生、特別受講生、研究生、 委託研究生、外国人留学生、及び長期履修学生

第 53 条 本学の学生以外の者で本学が開設する授業科目のうち、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。なお、他大学及び他短期大学に在籍中の者は、当該大学・短期大学の学長、又は学部長の承認書を願書に添付しなければならない。

- 2 科目等履修生で、教員免許状等取得の目的をもって教職等に関する科目の履修を願い出る場合は、学士の学位を有する者、又は短期大学士の学位を有する者でなければならない。
- 3 科目等履修生については別に定めるもののほか、本学則を準用する。なお、その入学の時期については学年又は学期の始めとする。

第 54 条 本学があらかじめ用意した授業科目のうち、そのすべて又は一部を選んで聴講しようとする者が

あるときは、選考のうえ社会人特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 社会人特別聴講生については別に定める。

第 55 条 本学の学生で、所属学科以外の学科の授業を受講し、単位を取得しようとする場合は、当該学科の授業に支障がない限り、特別受講生として受講を許可することがある。なお、徳島文理大学で特別受講生として履修した授業科目については、15 単位を超えない範囲で、本人が所属する学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 56 条 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、当該学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生については別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第 57 条 教育委員会、学校その他国公立の公共機関及び会社が、その所属職員につき期間を定めて授業及び研究指導の委託を願い出たときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考のうえ委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生については別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第 58 条 外国人で本学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第 59 条 入学時に、3 年以上にわたり履修することを目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可することがある。

2 第 3 条の規定にかかわらず、長期履修学生は 4 年を超えて在学することができる。

3 長期履修学生が卒業のために必要な単位として登録できる 1 学期あたりの単位数は、12 単位を限度とする。

ただし、資格取得のために履修する単位については、この限りではない。

4 長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

## 第12章 公 開 講 座

第 60 条 本学に地域社会の発展に貢献するため公開講座を置くことがある。

2 公開講座については別にこれを定める。

## 第13章 学年、学期及び休業日

第 61 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 62 条 学年を次の 2 期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 19 日まで

後 期 9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで

第 63 条 本学の休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業日(3 月 16 日から 4 月 1 日まで)

(4) 夏季休業日(8 月 7 日から 9 月 4 日まで)

(5) 冬季休業日(12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで)

2 学長は必要ある場合には、教授会の議を経て前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第 64 条 休業日といえども学長は必要に応じて授業を命ずることができる。

## 第14章 厚生保健施設

第 65 条 本学に医務室、静養室を設けて教職員、学生等の健康相談に応じ保健、医療にあたる。

## 第15章 賞 罰

第 66 条 学業その他の活動において優れた成績を挙げた者があるときは、学長は教授会の議を経てこれを表彰することができる。

第 67 条 本学教育の趣旨にそむき、又は学生の本分にもとる行為のあった者は、学長は学生懲戒委員会の議を経てこれを懲戒することができる。懲戒は、戒告、停学又は退学とする。

第 68 条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第16章 寄 宿 舎

第 69 条 本学に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関する規則は別に定める。

## 第17章 自己点検・評価

第 70 条 教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

### 附 則

1. この学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、昭和 38 年 9 月一部改正、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則は、昭和 39 年 9 月 1 日一部改正、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は、昭和 40 年 9 月 1 日一部改正、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は、昭和 41 年 7 月 1 日から施行する。
7. この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
8. この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
9. この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
10. この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
11. この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
12. この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
13. この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
14. この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
15. この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
16. この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
17. この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
18. この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
19. この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
20. この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
21. この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成元年度においては、第 54 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

生活科学科	生活科学専攻	総定員	270 人
商	科	総定員	250 人
全	学	科	総定員計 1,480 人

22. この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度においては、第54条の規定にかかわらず次のとおりとする。

経営情報科 総定員 250人  
全学科 総定員計 1,630人

23. この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度より平成11年度までは、第54条の規定及び附則22号の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	経営情報科	経営情報科
	入 学 定 員	総 定 員
平成2年度	200人	300人
平成3年度 ～ 平成10年度	200	400
平成11年度	150	350

24. この学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度より平成12年度までは、第54条の規定及び附則23号の規定にかかわらず次のとおりとする。

区 分 年 度	生 活 科 学 科		文 科				商 科	
	生 活 科 学 専 攻		国 文 専 攻		英 文 専 攻			
	入 学 定 員	総 定 員	入 学 定 員	総 定 員	入 学 定 員	総 定 員	入 学 定 員	総 定 員
平成3年度	240人	400人	100人	150人	100人	150人	250人	400人
平成4年度 ～ 平成11年度	240	480	100	200	100	200	250	500
平成12年度	160	400	50	150	50	150	150	400

区 分 年 度	経 営 情 報 科	
	入 学 定 員	総 定 員
平成3年度	300人	500人
平成4年度 ～ 平成10年度	300	600
平成11年度	250	550
平成12年度	150	400

25. この学則は、平成3年10月1日から施行する。

26. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成4年度より平成12年度までは、第54条の規定及び附則24号の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		商 科	
	生活科学専攻		入学定員	総定員
	入学定員	総定員		
平成4年度	320人	560人	300人	550人
平成5年度 } 平成11年度	320	640	300	600
平成12年度	160	480	150	450

27. この学則は、平成5年4月1日から施行する。

28. この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度より平成12年度までは、第54条の規定及び附則26号の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		保 育 科	
	生活科学専攻		入学定員	収容定員
	入学定員	収容定員		
平成6年度	270人	590人	100人	250人
平成7年度 } 平成11年度	270	540		
平成12年度	110	380		

29. この学則は、平成7年4月1日から施行する。

30. この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度より平成12年度までは、第54条の規定及び附則24号、附則26号の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	商 科		経 営 情 報 科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成8年度	280人	580人	280人	580人
平成9年度 } 平成10年度	280	560	280	560
平成11年度	280	560	230	510
平成12年度	130	410	130	360

また、附則24号の区分中、英文専攻は平成8年度より次のとおり英語文化専攻とする。

区分 年度	文 科	
	英 語 文 化 専 攻	
	入学定員	収容定員
平成8年度 } 平成11年度	100人	200人
平成12年度	50	150

なお、平成7年度以前の入学者については、従前のとおりとする。

31. この学則は、平成9年4月1日から施行する。  
ただし、附則24号の区分中、国文学専攻は平成9年度より次のとおり日本文学専攻とする。

区分 年度	文 科	
	日本文学専攻	
	入学定員	収容定員
平成9年度 ～ 平成11年度	100人	200人
平成12年度	50	150

なお、平成8年度以前の入学者については、従前のおりとする。

32. この学則は、平成10年4月1日から施行する。  
ただし、平成10年度より平成12年度までは、第54条及び附則28号、30号、31号にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		文 科				商 科		経営情報科	
	生活科学専攻		日本文学専攻		英語文化専攻					
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成10年度	260人	530人	75人	175人	65人	165人	185人	465人	185人	465人
平成11年度	260	520	75	150	65	130	185	370	135	320
平成12年度	100	360	25	100	15	80	35	220	35	170

33. この学則は、平成11年4月1日から施行する。  
ただし、平成11年度、平成12年度は、第54条及び附則30号、31号、32号にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	言語コミュニケーション学科		文 科			
			日本文学専攻		英語文化専攻	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員
平成11年度	140人	140人	—	75人	—	65人
平成12年度	40	180				

区分 年度	経営情報科	
	入学定員	収容定員
平成11年4月1日 ～ 平成12年3月31日	185人	370人

34. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 12 年度より平成 16 年度までは、第 54 条及び附則 32 号、33 号にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		商 科		言語コミュニケーション学科		経営情報科	
	生活科学専攻		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	入学定員	収容定員						
平成 12 年度	[64]人 194	[224]人 454	[60]人 140	[210]人 325	[40]人 100	[140]人 240	[60]人 140	[210]人 325
平成 13 年度	[48] 178	[112] 372	[45] 125	[105] 265	[30] 90	[70] 190	[45] 125	[105] 265
平成 14 年度	[32] 162	[80] 340	[30] 110	[75] 235	[20] 80	[50] 170	[30] 110	[75] 235
平成 15 年度	[16] 146	[48] 308	[15] 95	[45] 205	[10] 70	[30] 150	[15] 95	[45] 205
平成 16 年度	130	[16] 276	80	[15] 175	60	[10] 130	80	[15] 175

[ ]は臨時的定員を内数で示す。

35. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 13 年度より平成 16 年度までは、第 54 条及び附則 34 号にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		商 科		言語コミュニケーション学科		経営情報科	
	生活科学専攻		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	入学定員	収容定員						
平成 13 年度	130 人	[64]人 324	80 人	[60]人 220	60 人	[40]人 160	80 人	[60]人 220
平成 14 年度	130	260	80	160	60	120	80	160
平成 15 年度	130	260	80	160	60	120	80	160
平成 16 年度	130	260	80	160	60	120	80	160

[ ]は臨時的定員を内数で示す。

36. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 14 年度より平成 16 年度までは、附則 35 号にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科	
	生活科学専攻	
	入学定員	収容定員
平成 14 年度	100 人	230 人
平成 15 年度	100	200
平成 16 年度	100	200

37. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(1) 平成 15 年度は、第 54 条及び附則 35 号にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	経営情報科	
	入学定員	収容定員
	平成 15 年度	—

(2) 平成 15 年 4 月より、経営情報科を地域ビジネス情報科に名称変更する。

経営情報科は平成 15 年 4 月より募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

38. この学則は、平成17年4月1日から施行する。  
 地域ビジネス情報科は、平成17年4月より募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。  
 ただし、平成17年度より平成18年度までは、第51条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	保育科		地域ビジネス情報科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成17年度	140人	230人	—	80人
平成18年度	140	280	—	0

39. この学則は、平成18年3月1日から施行する。  
 40. この学則は、平成18年4月1日から施行する。  
 ただし、平成18年度より平成19年度までは、第51条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科			
	生活科学専攻		生活科学専攻 介護福祉士コース	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成18年度	60人	160人	40人	40人
平成19年度	60	120	40	80

41. この学則は、平成19年4月1日から施行する。  
 ただし、平成19年度より平成20年度までは、第51条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		保育科		言語コミュニケーション学科		商科	
	生活科学専攻		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	入学定員	収容定員						
平成19年度	40人	100人	100人	240人	40人	100人	50人	130人
平成20年度	40	80	100	200	40	80	50	100

42. この学則は、平成20年4月1日から施行する。  
 生活科学科生活科学専攻介護福祉士コースは、平成20年4月より募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。  
 ただし、平成20年度より平成21年度までは、第51条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科	
	生活科学専攻 介護福祉士コース	
	入学定員	収容定員
平成20年度	—	40人
平成21年度	—	0

43. この学則は、平成21年4月1日から施行する。  
 ただし、平成21年度より平成22年度までは、第51条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	商科	
	入学定員	収容定員
平成21年度	40人	90人
平成22年度	40	80

44. この学則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。  
 45. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
 ただし、平成 22 年度より平成 23 年度までは、第 51 条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科		保育科	
	食物専攻			
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 22 年度	40 人	90 人	70 人	170 人
平成 23 年度	40	80	70	140

46. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
 47. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
 ただし、平成 24 年度より平成 25 年度までは、第 51 条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	言語コミュニケーション学科		音楽科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 24 年度	20 人	60 人	20 人	50 人
平成 25 年度	20	40	20	40

48. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
 49. この学則は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  
 50. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
 51. この学則は、平成 26 年 4 月 22 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
 52. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
 53. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
 54. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
 55. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
 56. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
 57. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
 58. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
 59. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
 60. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
 ただし、令和 7 年度より令和 8 年度までは、第 51 条にかかわらず次のとおりとする。

区分 年度	生活科学科				保育科		言語コミュニケーション学科		音楽科	
	生活科学専攻		食物専攻							
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
令和 7 年度	20 人	60 人	20 人	60 人	40 人	110 人	10 人	30 人	10 人	30 人
令和 8 年度	20	40	20	40	40	80	10	20	10	20

別表1 授業科目及び単位数

(1) 一般総合科目

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
人文 科学 関係 科目	哲 学		2
	倫理学		2
	歴 史		2
	文 学		2
	美 術		2
	音 楽		2
	ことばと表現		2
社会 科学 関係 科目	法 学		2
	くらしと法(日本国憲法を含む)		2
	心理学		2
	経済学		2
	社会学		2
	地理学		2
	社会生活とマナー		2
自然 科学 関係 科目	統計学		2
	物理学		2
	化 学		2
	生物学		2
	自然科学総論		2
	情報リテラシー		2
総 合 科 目	総合科目A		2
	総合科目B		2
	総合科目C		2
	総合科目D		2
	総合科目E		2
外 国 語 科 目	英語A①		1
	英語A②		1
	英語B①		1
	英語B②		1
	仏語A①		1
	仏語A②		1
	外国語総合科目A①		1
	外国語総合科目A②		1
	外国語総合科目B①		1
	外国語総合科目B②		1
	外国語総合科目C①		1
	外国語総合科目C②		1
体 育 ・ ス ポ ー ツ 科 目	健康スポーツA		1
	健康スポーツB		1
	スポーツ科学理論		1
文理学 総合ゼミナール		2	2

## (2) 生活科学科専門教育科目

## ①生活科学専攻

	授 業 科 目	単位数			授 業 科 目	単位数	
		必修	選択			必修	選択
専 門 教 育 科 目	生活科学論	2		専 門 教 育 科 目	構造力学		2
	キャリアプランニングⅠ		2		住宅施工		2
	キャリアプランニングⅡ		2		建築法規		2
	ホスピタリティ入門		2		インテリアデザイン		2
	衣生活論		2		住生活環境学		2
	被服構成学		2		生活空間論		2
	被服構成学実習		2		卒業制作(絵画・デザイン)		2
	ファッションクリエイションⅠ		2		卒業制作(CG)		2
	ファッションクリエイションⅡ		2		卒業制作(陶芸)		2
	ファッションビジネス		2		カラーコーディネート		2
	ファッションデザイン		2		カラーコーディネート検定対策講座		2
	ファッショングッズ		2		デザイン基礎		2
	ブライダルコーディネート		2		食生活論		2
	ブライダルプランニング		2		住居学		2
	ブライダルドレスメイクⅠ		2		家庭経営学(家庭経済学を含む)		2
	ブライダルドレスメイクⅡ		2		保育学		2
	ブライダルジュエリー		2		栄養学		2
	ブライダルフラワー		2		食品学		2
	ジュエリーデザイン		2		調理学		2
	洋菓子基礎実習Ⅰ		2		調理学実習		2
	洋菓子基礎実習Ⅱ		2				
	洋菓子応用実習Ⅰ		2				
	洋菓子応用実習Ⅱ		2				
	和菓子基礎実習Ⅰ		2				
	和菓子基礎実習Ⅱ		2				
	和菓子応用実習Ⅰ		2				
	和菓子応用実習Ⅱ		2				
	製菓理論Ⅰ		2				
	製菓理論Ⅱ		2				
	デッサンⅠ		2				
	デッサンⅡ		2				
	グラフィックデザインⅠ		2				
	グラフィックデザインⅡ		2				
	デザイン・造形論		2				
	絵画Ⅰ		2				
	絵画Ⅱ		2				
	CGⅠ		2				
	CGⅡ		2				
	陶芸Ⅰ		1				
	陶芸Ⅱ		1				
	総合実習		2				
	CAD製図		2				
住宅設計製図Ⅰ		2					
住宅設計製図Ⅱ		2					
住宅設備		2					
住宅構造学		2					
住宅材料学(実験を含む)		2					
				計	2	130	

②食物専攻

	授 業 科 目	単位数			授 業 科 目	単位数	
		必修	選択			必修	選択
専	解剖生理学		2	関連科目	食生活特論		2
	運動生理学	2			フードコーディネート論		2
	生化学	2			学校栄養指導論		2
	生化学実験	1			生活科学論		2
	食品学概論Ⅰ	2			家庭経済学		2
	食品学概論Ⅱ		2		家族関係		2
	食品学実験		1		住居学		2
	食品学各論		2		衣生活論		2
	食品学各論実験		1				
	食品の安全性		2				
門	食品加工学Ⅰ	2			計	36	48
	食品加工学実習Ⅰ	1					
	食品加工学Ⅱ		2				
	食品加工学実習Ⅱ		1				
	栄養学総論	2					
	栄養学各論Ⅰ	2					
	栄養学各論Ⅱ		2				
	栄養学各論実習	1					
	栄養指導論		2				
	栄養指導実習Ⅰ		1				
教	栄養指導実習Ⅱ		1				
	栄養情報処理		2				
	栄養カウンセリング論	1					
	栄養カウンセリング実習	1					
	臨床栄養学Ⅰ	2					
	臨床栄養学Ⅱ		2				
	臨床栄養学実習	1					
	病理学		2				
	公衆栄養学	2					
	給食計画論		1				
科	給食実務論		1				
	給食運営管理実習(校内)		1				
	給食運営管理実習(臨地実習)		1				
	食品衛生学	2					
	食品衛生学実験	1					
	公衆衛生学Ⅰ	2					
	公衆衛生学Ⅱ(社会福祉を含む)	2					
	公衆衛生学実習	1					
	調理学	2					
	調理学実習Ⅰ	1					
目	調理学実習Ⅱ	1					
	調理学実習Ⅲ	1					
	調理科学実験		1				
	食品流通論		2				
	食生活論	1					

(3) 保育科専門教育科目

授 業 科 目	単位数		授 業 科 目	単位数		
	必修	選択		必修	選択	
専 門 教 育 科 目	保育原理	2	専 門 教 育 科 目	体育①	1	
	教育原理	2		体育②	1	
	児童家庭福祉	2		児童文化①	1	
	社会福祉	2		児童文化②	1	
	子育て支援			1	幼児理解	2
	社会的養護	2		教育心理学	2	
	教師論(保育職を含む)	2		保育実習Ⅰ①	2	
	保育の心理学Ⅰ	2		保育実習Ⅰ②	2	
	保育の心理学Ⅱ			1	保育実習Ⅱ	2
	子どもの保健Ⅰ①			2	保育実習指導Ⅰ①	1
	子どもの保健Ⅰ②			2	保育実習指導Ⅰ②	1
	子どもの保健Ⅱ			1	保育実習指導Ⅱ	1
	子どもの食と栄養			2	保育・教職実践演習(幼)	2
	家庭支援論			2	レクリエーション概論	2
	保育・教育課程論			2	レクリエーション実技	2
	保育内容総論	1				
	幼児と健康			2		
	幼児と人間関係			2		
	幼児と環境			2		
	幼児と言葉			2		
幼児と表現		2				
保育内容(表現)A		1				
保育内容(表現)B		1				
保育内容(表現)C		1				
保育内容(表現)D		1				
保育内容(人間関係)A		1				
保育内容(人間関係)B		1				
保育内容(健康)A		1				
保育内容(健康)B		1				
保育内容(言葉)A		1				
保育内容(言葉)B		1				
保育内容(環境)A		1				
保育内容(環境)B		1				
乳児保育①		2				
乳児保育②		1				
障害児保育Ⅰ	1					
障害児保育Ⅱ	1					
社会的養護内容		1				
子ども家庭支援の心理学		2				
音楽Ⅰ①	1					
音楽Ⅰ②	1					
音楽Ⅱ①		1				
音楽Ⅱ②		1				
音楽Ⅲ①		1				
音楽Ⅲ②		1				
図画工作①	1					
図画工作②	1					
			計	23	66	

## (4) 言語コミュニケーション学科専門教育科目

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
専 門 教 育 科 目	言語とコミュニケーション	2	
	プレゼンテーション概論	2	
	プレゼンテーション演習Ⅰ		2
	プレゼンテーション演習Ⅱ		2
	情報機器利用プレゼンテーション演習		2
	日本語の語法		2
	日本語概説		2
	日本語表現法Ⅰ		2
	日本語表現法Ⅱ		2
	日本文学A		2
	日本文学B		2
	日本文学C		2
	日本文学史		2
	書道及び書道史		2
	中国文学(漢詩文)		2
	言語学概論		2
	日本文化論		2
	総合英語		2
	英語の語法		2
	イングリッシュ・ワークショップ		2
	実践英語Ⅰ		2
	実践英語Ⅱ		2
	英会話(オーラルコミュニケーション)Ⅰ		2
	英会話(オーラルコミュニケーション)Ⅱ		2
	英会話(オーラルコミュニケーション)Ⅲ		2
	英会話(オーラルコミュニケーション)Ⅳ		2
	海外語学研修		2
	英米文化論		2
	国際社会と日本		2
	異文化間コミュニケーション		2
	英語学概論		2
	英米文学		2
	観光論A		2
	観光論B		2
	ホテルサービス論		2
	航空産業入門		2
	エアラインサービス論		2
	ホテル・エアライン英会話		2
	ホスピタリティ入門		2
	キャリアプランニングⅠ		2
キャリアプランニングⅡ		2	
情報機器演習		2	
情報ネットワーク論		2	
計	4	82	

(5) 音楽科専門教育科目

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
音楽理論Ⅰ(和声を含む)	2	
音楽理論Ⅱ(和声を含む)		2
音楽史		2
ソルフェージュⅠ		1
ソルフェージュⅡ		1
ソルフェージュⅢ		1
ソルフェージュⅣ		1
実技AⅠ		3
実技AⅡ		3
実技AⅢ		3
実技AⅣ		3
卒業研究		2
実技BⅠ		1
実技BⅡ		1
実技BⅢ		1
実技BⅣ		1
実技CⅠ		1
実技CⅡ		1
実技CⅢ		1
実技CⅣ		1
合奏A		1
合奏B		1
合奏C		1
合奏D		1
吹奏楽演習A		1
吹奏楽演習B		1
室内楽A		1
室内楽B		1
合唱A		1
合唱B		1
合唱C		1
合唱D		1
ポピュラー音楽理論		2
コンピュータ音楽Ⅰ		2
コンピュータ音楽Ⅱ		2
作曲法Ⅰ		2
作曲法Ⅱ		2
指揮法		2
伴奏法Ⅰ		2
伴奏法Ⅱ		2
比較音楽学		2
音楽特講		2
音楽鑑賞A		2
音楽鑑賞B		2
教育原理		2
音楽科教育法		2
臨床心理学		2

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
音楽心理学		2
医学概論		2
老年医学		2
発達障害論		2
ヒューマニズム論		2
音楽療法概論Ⅰ		2
音楽療法概論Ⅱ		2
音楽療法論臨床Ⅰ		2
音楽療法論臨床Ⅱ		2
音楽療法演習Ⅰ		1
音楽療法演習Ⅱ		1
音楽療法実習Ⅰ		1.5
音楽療法実習Ⅱ		1.5
計	2	95

- 実技AⅠ・AⅡ、実技BⅠ、実技CⅠの声楽については、日本の伝統的な歌唱を含む。
- 実技AⅠ・AⅡ、実技BⅠのピアノ・管弦打楽器・電子楽器については、和楽器を含む。
- 作曲法については、編曲法を含む。
- 音楽史については、日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。
- 伴奏法については、コード伴奏法を含む。

## (6) 商科専門教育科目

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
専	経済学Ⅰ	2	
	経済学Ⅱ		2
	経営学Ⅰ	2	
	経営学Ⅱ		2
	簿記論Ⅰ	2	
	簿記論Ⅱ		2
	会計学		2
	原価計算		2
	簿記演習Ⅰ		1
	簿記演習Ⅱ		1
	会計学演習		1
	原価計算演習		1
門	コンピュータ概論		2
	PC文書作成実習Ⅰ	1	
	PC文書作成実習Ⅱ		1
	PCデータ活用実習Ⅰ	1	
	PCデータ活用実習Ⅱ		1
	情報処理Ⅰ		2
	情報処理Ⅱ		2
	情報機器演習		2
	マルチメディア論		2
	情報ネットワーク論		2
	ビジネス概論		2
	ビジネスマナー初級		2
ビジネスマナー上級		2	
教	社会人基礎力総論		2
	医療秘書概論		2
	医療事務概論		2
	医療事務各論Ⅰ		2
	医療事務各論Ⅱ		2
	医事コンピュータ実務		2
	電子カルテ実務		2
	介護保険事務概論		2
	医学一般		2
	キャリアプランニングⅠ		2
	キャリアプランニングⅡ		2
	科	現代社会と法	
ビジネスと法			2
くらしと税			2
商業学(商業史を含む)			2
マーケティング			2
商品学			2
財政学			2
金融論			2
金融資産運用			2
中小企業経営論			2
広告論			2
社会心理学			2
プレゼンテーション概論		2	
国語表現法		2	
ホスピタリティ入門		2	
計	8	86	

別表2 教科及び教職に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	免許状の種類			
			幼稚園 教諭 2種	中学校 教諭 2種	栄養 教諭 2種	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	(保育科の科目より履修)	8			
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容(表現)A		1		
		保育内容(表現)B		(1)		
		保育内容(表現)C		1		
		保育内容(表現)D		(1)		
		保育内容(人間関係)A		1		
		保育内容(健康)A		1		
		保育内容(言葉)A		1		
		保育内容(環境)A		1		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	(各学科の科目より履修) (家庭)		18		
		(音楽)		18		
		(国語)		10		
		(英語)		10		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	家庭科教育法			2	
		音楽科教育法			2	
		国語科教育法			2	
		英語科教育法			2	
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養指導論			2	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項					
計			14	12 (言コ) 20 (生、音)	2	

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等		授業科目	免許状の種類		
			幼稚園 教諭 2種	中学校 教諭 2種	栄養 教諭 2種
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応 を含む。)				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教師論(保育職を含む)	2		
		教職概論		2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程	教育心理学	2	2	2
		青年心理学		(2)	(2)
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 に対する理解	特別支援教育論	2	2	2
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育・教育課程論	2			
	教育課程総論		2	2	
道徳、総合的な 学習の時間 等の指導法 及び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育		2	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学 習の時間の指導法		2	
	特別活動の指導法				
	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関 する内容	特別活動及び総合的な学 習の時間の指導法 (道徳教育を含む)			2
	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含 む。)	2	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導 (進路指導を含む)		2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法	教育相談 (カウンセリングを含む)	2	2	2	
教育実践に 関する科目	教育実習	事前・事後指導	1	1	1
		教育実習(初等教育)Ⅰ	2		
		教育実習(初等教育)Ⅱ	2		
		教育実習(中等教育)Ⅰ		2	
		教育実習(中等教育)Ⅱ		2	
	栄養教育実習	栄養教育実習			1
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼)	2		
		教職実践演習(中)		2	
教職実践演習(栄養教諭)				2	

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等	授業科目	免許状の種類		
		幼稚園 教諭 2種	中学校 教諭 2種	栄養 教諭 2種
大学が独自に設定する科目	人権教育		(2)	
	介護等体験実習		1	
計		23	28	22
大学での最低修得単位数		37	40～48	24

別表3 保育士に関する専門教育科目( )は選択

保育原理 2 教育原理 2 児童家庭福祉 2 社会福祉 2 子育て支援 1 社会的養護 2  
 教師論(保育職を含む) 2 保育の心理学Ⅰ 2 保育の心理学Ⅱ 1 子どもの保健Ⅰ① 2  
 子どもの保健Ⅱ 1 子どもの食と栄養 2 家庭支援論 2 保育・教育課程論 2 保育内容総論 1  
 保育内容(表現)A 1 保育内容(表現)B(1) 保育内容(表現)C(1) 保育内容(表現)D(1)  
 保育内容(人間関係)A 1 保育内容(人間関係)B(1) 保育内容(健康)A 1 保育内容(健康)B(1)  
 保育内容(言葉)A 1 保育内容(言葉)B(1) 保育内容(環境)A 1 保育内容(環境)B(1)  
 乳児保育① 2 乳児保育② 1 障害児保育Ⅰ 1 障害児保育Ⅱ 1 社会的養護内容 1  
 子ども家庭支援の心理学 2 音楽Ⅰ① 1 音楽Ⅰ②(1) 音楽Ⅱ①(1) 音楽Ⅱ②(1)  
 音楽Ⅲ①(1) 音楽Ⅲ②(1) 図画工作① 1 図画工作②(1) 体育① 1 体育②(1) 児童文化① 1  
 児童文化②(1) 幼児理解(2) 保育実習Ⅰ① 2 保育実習Ⅰ② 2 保育実習Ⅱ(2)  
 保育実習指導Ⅰ① 1 保育実習指導Ⅰ② 1 保育実習指導Ⅱ(1) 保育・教職実践演習(幼) 2

別表4 司書教諭の資格

授 業 科 目	単 位 数	計
学校経営と学校図書館	2	10
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	

別表5 司書の資格

群	授 業 科 目	単 位 数	備 考	
甲	生涯学習概論	2		
	図書館概論	2		
	図書館制度・経営論	2		
	図書館情報技術論	2		
	図書館サービス概論	2		
	情報サービス論	2		
	児童サービス論	2		
	情報サービス演習	2		
	群	図書館情報資源概論		2
		情報資源組織論		2
情報資源組織演習		2		
計		22		

群	授 業 科 目	単 位 数	備 考
乙 群	図書館基礎特論	1	2科目を 選択必修
	図書館サービス特論	1	
	図書館情報資源特論	1	
	図書・図書館史	1	
	図書館施設論	1	
	図書館総合演習	1	
	図書館実習	1	

別表6 入学検定料、入学金及び学費等

年 額

学 科	入学検定料	入 学 金	学 費 等		
			授 業 料	実習・図書費	施 設 費
生 活 科 学 科	円 30,000	円 200,000	円 630,000	円 100,000	円 200,000
保 育 科	30,000	200,000	630,000	100,000	200,000
言語コミュニケーション学科	30,000	200,000	630,000	100,000	200,000
音 楽 科	30,000	250,000	860,000	130,000	300,000
商 科	30,000	200,000	630,000	100,000	200,000

備考1 学費等（授業料、実習・図書費、施設費）の年額を前期と後期の2期に分納する。  
なお、入学年度の学費等は卒業年度まで据え置きとする。

2 その他納付金、

- (1) 生活科学科食物専攻、保育科、商科は、学科特別費を納付しなければならない。
- (2) 音楽科は、楽器使用料を納付しなければならない。
- (3) 各学科とも、協力費、研修部費等を納付しなければならない。

別表7 休学在籍料

1 年 間 休 学	120,000 円
前期(又は後期)中の休学	60,000 円